

令和2年3月25日

第21回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 21 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 3 月 2 5 日(水) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 5 号 荒廃農地に係る非農地判断について
- 議案第 6 号 別段の面積（下限面積）について

その他

1 出席委員

農業委員

1番 蓑田六雄	2番 松下芳子	3番 今村秀一
4番 徳留清幸	5番 田中健一	6番 石神一男
7番 永吉正文	8番 井元清八郎	9番 菱田康彦
10番 井手康則	11番 奥村祐樹	
13番 前原正文	14番 松木茂久	15番 澤山建志
16番 西村圭史	17番 桐原鈴代	18番 野元辰雄
19番 坂元一彦		

農地利用最適化推進委員

38番 鐘撞望

1 小委員長

4番 徳留清幸

1 欠席委員

12番 南耕太郎

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富永敏尚

堀之内秀一郎

野元暢治

山中修

前田昭市

下温湯美里

下吹越俊幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	<p>全員ご起立願います。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第21回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「8番委員」と「9番委員」を指名いたします。</p> <p>早速議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについて説明いたします。</p> <p>議案書の2ページをお開きください。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>取下げ理由につきましては、令和元年8月26日第14回委員会議案第6号1番売渡希望で承認された農地でございますが、関連議案第2号2番に記載のとおり、農地法第3条の許可申請による審議を行うこととなったためです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお開きください。</p> <p>今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定</p>

についての所有権移転分は、1件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま

す。皆様のご審議をよろしくお願

議長

いいたします。ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号について、ご審議願

います。ご質疑、ご意見はござい

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ござい

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いた

事務局

します。次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

のうち、利用権設定分を議題といたします。事務局に議案の説明を求め

ます。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明を

いたします。議案書の4ページから11ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案31

件です。内訳は、新規の利用権設定が25件、再設定が6件、合計面積は52筆、63,677㎡とな

っています。(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

以上、全て経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思

議長

われま

す。皆様のご審議をよろしくお願

いいたします。ただいま、事務局の説明のとおりであります。それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願

います。これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、3番委員の退席を求め

委員
議長

(3番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(3番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。

7番委員

番号3番から6番につきまして、3月7日に、私と26番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回利用権設定をし、30aを超えることから新規就農者となりました。

オクラ15a、スナップ26a、ソラマメ8a、グリーンピース6aを栽培し、目標年間販売高は約400万円を目指しております。

申請人は、父が高齢となり母も病弱なことから、勤めていた[REDACTED]の会社を退職し、父の後を継ぐことを決心したそうです。

農作業については、親や妹、従業員2名と一緒に従事し、農産物の販売も行っているとのことでした。

農機具等については、父が所持しているものを譲り受けるそうです。

また、父から指導を受けるため、操作等の問題もありません。

今後は、オクラの耕作面積を増やしていきたいと言われていました。

また、認定新規就農者となり、農業次世代人材投資事業へ申請する予定でいるそうです。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

議長

ただいま、担当委員の報告のとおりでございます。

それでは、第1号議案のうち利用権設定分の3番から6番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から31番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	19番の賃借料が極端に安いと思いますが、理由をお尋ねします。 次に、29番と31番が使用貸借となっていますが理由があれば説明をお願いいたします。
事務局	19番ですが、20番、21番と同じ借人です。 この貸借については、当初貸人から使用貸借で良いとの申出があったようですが、貸人、借人が相談のうえ3筆で1万円と決めたそうです。 次に29番につきましては、貸人、借人は自宅が隣で近所付き合いがあり、貸人が借人に管理をお願いするため使用貸借としているようです。 次に31番につきましては、申請地が借人の所有農地の隣であり、貸人が借人に管理をお願いするため使用貸借としたそうです。
8番委員 議長	分かりました。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
19番委員	16番と17番は賃借期間20年とのことですが、貸人は高齢の方です。この期間になった理由は何でしょうか。
事務局	この農地は荒廃化しており、借人が荒廃を解消したうえで、サカキを植えるため20年としているそうです。 また、その木が順調に生育すればこの農地は借人が購入する予定もあるそうです。
19番委員	この件とは直接関係はありませんが、土地改良区の賦課金の未納者が多い状況にあります。基盤整備地区に関しては、水利用代は払えるように使用貸借権ではなく賃借権での設定をするよう指導できないか、要望します。
事務局	水利用につきましては、貸借をされる方でそのような話ができれば良いと思いますが、それは土地改良区の業務でありますので、農業委員会がそのようなことを推奨することはできませんが、土地改良区ではそのようなことを推進しているということをお知らせすることはできると思

います。

9 番委員 私の子が申請者と知り合いでその関係で、この申請地の再生作業を手伝いましたが、非常にひどい荒廃地でした。
ここは使用貸借で仕方ないと思います。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の7番から31番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から31番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 3月10日の転用調査時に、私と12番、38番委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき、1番から5番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から3番は売買、4番と5番は贈与による申請でございます。

4番は知人への贈与、5番は親族への贈与です。

いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

また、贈与に関するものについては、贈与税のことも理解しているとのことでした。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから16ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、3番委員の退席を求めます。

委員
議長

(3番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(3番委員の復席確認)

次に、議案第2号のうち2番から5番について、ご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち2番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち、2番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

小委員長

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の17ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ190m行った農地で、東は田及び宅地、西と南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の

居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については20cmほど盛土し、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、宅地拡張です。

資料の18ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ460m行った農地で、東は里道、西は里道及び公衆用道路、南は宅地、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、不動産業や土木工事を行っている法人で、申請地に隣接する住宅を取得しており、その住宅の機能充実のために今回申請地を取得し、宅地の拡張を行うものです。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の19ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ240m行った農地で、東と西は宅地、南は市道、北は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、自宅に隣接する申請地を父より譲り受け、自家用の駐車場として整備する計画ではありますが、既に申請地の一部にコンクリートを張り、駐車場として使用していたことから、今回始末書が添付されています。

土地の形状については現状で、境界ブロックは設置済であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、農家住宅です。

資料の20ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ210m行った農地で、東と南は宅地、西は畑、北は県道に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、北東側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する農家住宅を建築する計画です。

なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は1056.8㎡になる予定であり、面積が農家住宅の転用の目安である1,000㎡を上回っていることから、今回理由書が提出されております。

一体利用する宅地には既に倉庫が建っていることや南側が崖地となっており、6mほど控えて建築をする必要があることから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

土地の形状については切土と盛土を行い、段差をなくして整地をし、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の21ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ330m行った農地で、東と南は畑、西は宅地、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、南西側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については1mほど盛土し、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の22ページをお開きください。

申請地は、 から南西へ約1km行った農地で、東は宅地及び畑、西と北は畑、南は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、既存施設が隣接していることから、不許可の例外である既存施設の拡張に該当します。

なお、新たに拡張する面積については、許可要件である既存施設面積

の2分の1の範囲内です。

申請人は、市内で土木建設業を営む法人で、既存の資材置場を広げる目的で、今回申請地を取得し一体的に整備する計画です。

土地の形状については1 mほど削土し、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、牛舎です。

資料の23ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから東へ1 km行った農用地区域内農地で、東は山林及び雑種地、西は宅地、南は畑、北は雑種地に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和2年1月28日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、畜産業を営んでおりますが、今回経営の規模拡大を図るため、自己所有の牛舎に近い申請地を取得し、牛舎を建築する計画です。

なお、隣接する公衆用道路と一体利用し、総面積は1,482㎡になる予定です。

土地の形状については50 cmほど盛土し、土留工事を行う予定です。申請地は既存施設に近く、汚水処理等にも配慮することから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号のうち、1番から6番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

14番委員

6番ですが、この申請地の北側には別な人の農地があって、申請地の隣を通行しなければ行けないような状態だと思いますが、当事者間の話はされているのでしょうか。

事務局

地籍図を見ると、申請地の隣には細い道路のような土地がありますが、これは私道のようなものです。ご質問の畑には北側に入口のような道路が付いているようです。

議長
委員
議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第3号のうち、1番から6番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号のうち、1番から6番については原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第3号のうち、7番についてご審議願います。
これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、6番委員の退席を求めます。
(6番委員の退席確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。

委員
議長

議案第3号のうち7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号のうち7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
(6番委員の復席確認)

事務局

次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。
議案第4号農用地あっせん申し出の売渡・貸付をご説明します。
議案書の16ページをお開きください。
今月は、売渡申出7件、貸付申出2件、合計9件でございます。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以下につきましては、お目通しください。
また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の26ページから43ページですので、ご参照ください。
続きまして、議案第4号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明します。
議案書の19ページをお開きください。
今月は、借受申出2件でございます。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
以下につきましては、お目通しください。

	<p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>
5 番委員	<p>事務局はご存知かと思いますが、開聞地区の田の基盤整備事業について説明をさせてください。</p> <p>登記完了が令和元年度の予定でしたが、現在、令和2年度終了予定で作業を行っていますのでご承知おきください。</p>
議長 委員	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。</p> <p>売渡・貸付から申し上げますので、議案書の16ページをお開きください。</p> <p>番号1は20番委員と会長。</p> <p>番号2は30番委員と10番委員。</p> <p>番号3は21番委員と2番委員。</p> <p>番号4は番号3と同じ委員。</p> <p>番号5は番号3と同じ委員。</p> <p>番号6は22番委員と3番委員。</p> <p>番号7は番号6と同じ委員。</p> <p>番号8は33番委員と13番委員。</p> <p>番号9は山川利永地区を32番委員と12番委員、開聞上野地区を11番委員と31番委員。</p> <p>引き続き、借受について申し上げます。</p> <p>番号1は33番委員と13番委員。</p> <p>番号2は4番委員と23番委員。</p> <p>以上、事務局案として提案いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した農業委員に配布しております。本日出席していない農地利用最適化推進委員へは事務局からも文書で通知しますので、本日出席の委員は、これまでと同様に、農地利用最適化推進委員と連携してあっせん活動を行うようお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局案が発表されました。</p>

3番委員	<p>それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。</p> <p>7番の申請人は相続財産管理人とのことですが、売買金額の連絡などはこの管理人にすれば良いのですか。</p>
事務局	<p>7番の相続財産管理人は弁護士の方ですので、連絡はこの方と行ってください。</p>
3番委員 議長	<p>分かりました。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは、それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員了解あり)</p> <p>それでは、議案第4号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。</p>
事務局	<p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>議案第5号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。</p> <p>議案書は20ページから23ページになります。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。</p> <p>その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。</p> <p>よって、62筆71,855㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。</p>
議長	<p>なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p>
委員 議長	<p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございま</p>

委員
議長

せんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号別段の面積についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書は24ページになります。

別段の面積については、農地法等の中で、「下限面積は、国の基準に従い地域の実情に応じて農業委員会が設定できる」とあり、年1回農業委員会で検討することとなっています。

設定方法としましては、農地法施行規則の規定を適用し、具体的には、農林業センサスの数値を用いて、その定めようとする面積未満の農地を、耕作の用に供している者の割合が、全体の概ね40%を下回らないよう算定されることとなっています。

なお、議案書の試算結果表は、2015年の農林業センサスのデータを基に試算したのですが、設定しようとする面積ごとの割合は、50a未満が50.8%、40a未満が44.3%、30a未満が35.7%となっております。

ここで、判断基準となる、全体の概ね40%については、8割の32%を満たしていればよいとされており、30a未満の割合は35.7%ですので、提示下限面積は30aとなります。

なお、当委員会において、別段の面積を見直すという意見がなければ、現行のままの30aでの運用となります。

以上皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第6号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番委員

参考資料を見ると、他市町では空き家バンクに登録された家屋に付属する農地の特例がありますが、本市では検討などされていないのでしょうか。

事務局

現在のところ本市では、空き家バンクの登録制度などは整備されておりません。

今後、農地を含めた空き家の活用について整備が図られる場合は、その取り扱いについて委員会へ照会や協力要請などがあるかと思しますので、その時点で委員会へお諮りし、方向性など審議していただくこと

3 番委員	<p>になると思います。</p> <p>関連して、資産を処分したい方が宅地と一緒に農地も処分したいという時に、買い手が農地を取得できずどうしようもないというようなことも聞きますので、空き家バンクの制度のように、宅地に付随する農地も一緒に処分できるような検討もしていただけたらと思います。</p>
議長 委員 議長	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第 6 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員 議長	<p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 6 号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>本日の議題は、これで終了いたしました。</p> <p>ほかにごございませんか。</p>
1 9 番委員	<p>昨年、 地区で削土をする農地利用変更の届がありました。その隣の畑を重機で穴を掘っているのを見ました。その届はされていますか。</p>
事務局	<p>そこについては、現在まで事務局に届出はされておられません。</p> <p>現地を確認して、指導をしていきたいと思いますが、委員の皆さんもそのような状況を把握した場合には、話を聞いていただくなどして、できれば指導までしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長 委員 議長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>ほかになければ、その他に入ります。</p> <p>その他について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、その他についてご説明いたします。26 ページをご覧ください。</p> <p>その他（議案書 26 ページを参照して説明）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3 月の行事報告 2. 4 月の行事予定等 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) いぶすき農業支援センターの組織機構再編について
議長 委員	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p>

議長

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これもちまして、第21回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時10分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員8番委員

議事録署名委員9番委員